

健康ちば21（第二次）の目標値の検討について

「健康日本21（第二次）」中間評価において、昨今の受動喫煙対策に関わる動向を踏まえ、目標の変更が検討され、2月28日付けで改正となった。国の通知において、都道府県健康増進計画についても必要に応じて見直しを求められていることから、今回、「健康ちば21（第二次）」中間評価で反映していなかった喫煙についても見直すこととしたい。

1 「健康日本21（第二次）」中間評価報告書

5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

(5) 喫煙

④受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少

		項目	現状値（策定時）		目標	
国	変更前	受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関	16.9%（H20年）	行政機関	0%（H34年度）
			医療機関	13.3%（H20年）	医療機関	0%（H34年度）
			職場	64%（H23年）	職場	受動喫煙のない職場の実現（H34年度）
			家庭	10.7%（H22年）	家庭	3%（H34年度）
			飲食店	50.1%（H22年）	飲食店	15%（H34年度）
	変更後	受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	行政機関	16.9%（H20年）	望まない受動喫煙のない社会の実現（H34年度）	
			医療機関	13.3%（H20年）		
			職場	64%（H23年）		
			家庭	10.7%（H22年）		
			飲食店	50.1%（H22年）		

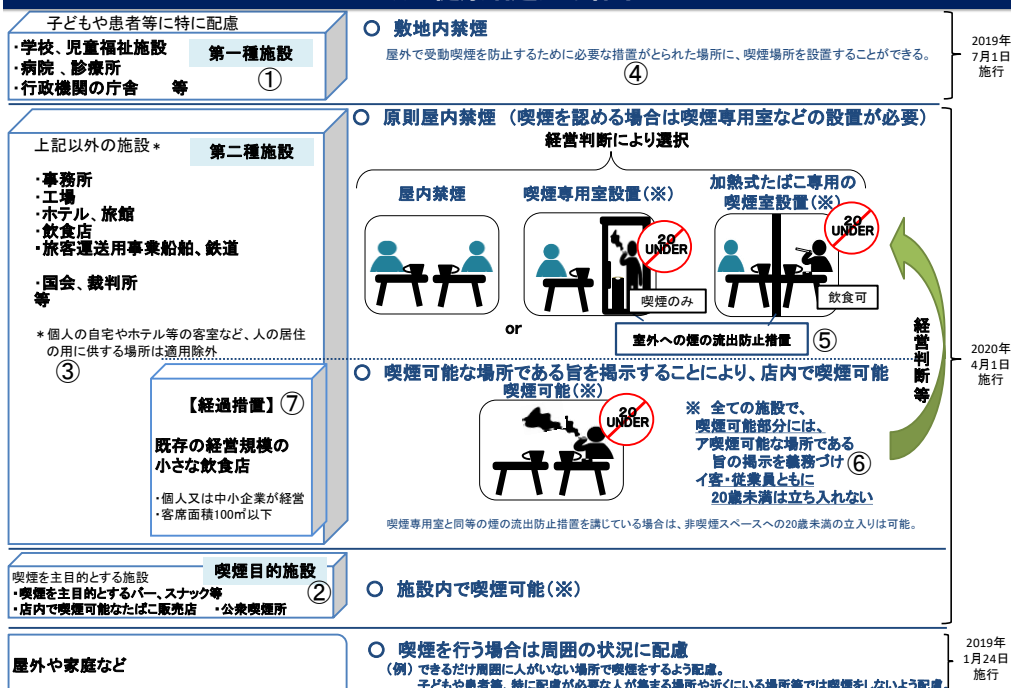
2 「健康ちば21（第二次）」変更案

I 個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備

5. 喫煙

		項目	現状値（策定時）		目標	
県	変更前	禁煙の施設	行政（県）	99.1%（H23年度）	行政（県）	100%（H34年度）
			行政（市町村）	92.0%（H23年度）	行政（市町村）	100%（H34年度）
			医療機関	76.7%（H23年）	医療機関	100%（H34年度）
		受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	職場	30.7%（H25年度）	職場	受動喫煙のない職場の実現（H34年度）
			家庭	8.2%（H25年度）	家庭	3%（H34年度）
			飲食店	58.9%（H25年度）	飲食店	21%（H34年度）
	変更後	受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	行政機関	7.8%（H25年度）	望まない受動喫煙のない社会の実現（H34年度）	
			医療機関	5.7%（H25年度）		
			職場	30.7%（H25年度）		
			家庭	8.2%（H25年度）		
		飲食店	58.9%（H25年度）			

改正健康増進法の体系



改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日	9月（ラグビーW杯）	4月
				7月（東京オリパラ）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） (公布後6ヶ月以内で政令で定める日)			
	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日)			
	全面施行(上記以外の施設等) 2020年4月1日			